

# 1. 行動計画の基本理念

男女共同参画社会実現をめざして  
人権の尊重と真の男女平等の達成  
新たな価値観・社会システムの創造

- 憲法第14条には、すべての国民は法の下に平等であり、人種、信条、性別、社会的身分や門地により、政治的、経済的または社会的関係において差別されないと規定されています。
- 本市においても「野洲市男女共同参画推進条例」、「野洲市人権尊重のまちづくりに関する条例」、「野洲市まちづくり基本条例」を制定し、憲法第14条の理念にのっとり、市民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、市民一人ひとりの参加によるあらゆる差別のない明るく住みよいまちづくりを推進しています。
- 男女が互いに尊重し合い、心豊かに生きる社会の実現には、男女が互いの身体的な違いを認め合った上で、性別にとらわれることなく、一人ひとりの自由な選択により、自らの個性と能力を発揮できるような状況を築き上げていくことが大切です。社会の流れは、男女がともに家庭・地域・職場など社会のあらゆる活動に対等なパートナーとして<sup>※</sup>参画し、豊かで充実した生活を営み、ともに責任を担うことができる男女共同参画社会の考え方に基づいて個人の尊重や真の男女平等の達成に向け、取り組んでいくことを必要としています。基本的人権の尊重と両性の本質的な平等を念頭に置いて、一方の性だけに負担がかかり過ぎない、人として豊かに生きることができ男女共同参画社会の実現をめざします。
- 平成26(2014)年10月に実施した「野洲市 男女共同参画に関する市民意識(実態)調査」(以下、「市民意識(実態)調査」という。)では、依然として<sup>※</sup>性別役割分担意識が根強く残っており、男女間の平等意識にも性別によって差があるという結果となりました。また、少子高齢化が一層進んでおり、子育てや介護問題は大きな課題としてますます重みを増してきています。そこで、男女ともに、人生の段階に応じて、仕事や家庭生活、地域生活、また個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自らの希望に応じた形でバランスを取りながら両立できることが望まれます。
- この行動計画は、「野洲市男女共同参画推進条例」で定める目的、基本理念、責務、基本的施策などを具現化していくものです。
- 男女の人権を尊重し、性別役割分担意識による活動の制限や差別をなくし、また、市、市民、事業者、教育に携わる者がそれぞれの責務を果たし、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、社会的および文化的利益を享受することができ、ともに責任を担うべき社会を築いていきます。

※印を付けた用語については、「第5部 資料編」の用語解説を参照。

## 2. 行動計画の目的

- 行動計画は、平成23（2011）年に策定された「第2次野洲市男女共同参画行動計画『男女共同参画プランやす』」の成果を踏まえ、男女が持てる能力を十分に発揮し、互いの人権を尊重し合い、社会のあらゆる分野へ平等に参画できる社会、男女共同参画社会の実現のために、「野洲市男女共同参画推進条例」の基本理念のもと男女共同参画関係施策を総合的・体系的に整備し、計画的に推進します。

## 3. 行動計画の性格

- 行動計画は、世界的な動向や「男女共同参画社会基本法」をはじめ、「野洲市男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための計画とします。
- 男女共同参画審議会の答申をはじめ、市民、事業者、教育に携わる者の意見や平成26（2014）年10月実施の市民意識（実態）調査の結果を反映させた内容とします。
- 「第2次野洲市男女共同参画行動計画『男女共同参画プランやす』」の内容を基本としつつ、社会情勢の変化や施策の進捗状況、また、市民にわかりやすい施策という観点から見直しを行うものとします。男女がともにあらゆる分野でかがやけるよう、一人の人間として人格を尊重し、男女共同参画社会の実現に重要な諸施策に対し、市民、事業者、教育に携わる者と行政が協働して、総合的に取組む指針となるものです。
- この計画の基本目標Ⅱ「男女共同参画を進める意識づくり」の重点課題5「男女間のあらゆる暴力の根絶と人権の尊重」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に規定されている「市町村基本計画」として位置づけます。

## 4. 行動計画の期間

- 行動計画は、平成27（2015）年度末までに策定し、計画の期間は、「第2次野洲市男女共同参画行動計画『男女共同参画プランやす』」との整合性を図るため、平成28（2016）年度を初年度として、平成32（2020）年度を目標年度にする5か年計画とします。
- その進捗状況と今後の社会情勢や国・県の動向、市民のニーズの変化などに対応し、“野洲市の男女がともにかがやける社会”となるよう、必要に応じて見直します。

## 5. 他計画との整合性

- 行動計画は、野洲市総合計画をはじめとし、今後策定される各種基本計画などとの整合性を図りながら施策の展開を行います。